

【別紙2】

審査の結果の要旨

氏名 平井 光貴

本論文は、事前に制定された明確な法的ルールによっては特定の結論を導くことができないような「難解事件」において、裁判官が自らの道徳判断に一定程度依拠して判決を下すことが許されるかという問題を設定した上で、法とは何か、さらには法とは何かという問いはそもそも何を問っているのかを再検討することを通じて、法の支配の意義を明確化し、裁判所・裁判官に関する規範理論（規範的裁定理論）を提示することを試みる研究である。

「法とは何か」という問い、すなわち法の概念の問いこそ、法哲学の最も基本的かつ根源的な問題である。しかしながら、悪名高いことに、そもそもこの問いが何を問っているのかが明確でなく、数多くの議論の混乱やすれ違いを引き起こしてきた。「法とは何かとは何か」という問いは、法の概念についての問いであるという意味で「メタ法概念論」の問いだということができるが、本論文は、近年議論蓄積の進んでいる概念工学の知見を援用することで、この問いに正面から取り組み、メタ概念論上の基礎を固める。その上で、難解事件において裁判官は道徳的解釈を行うことが許されるかという当初の規範的問題に戻り、裁判官の道徳的解釈を許容しない規範的法実証主義を、民主的決定の優越性や法の支配といった観点から批判的に検討することを通じて、難解事件における裁判官による道徳的解釈の限定的肯定論を擁護することが、本論文の目的である。

以下、本論文の要旨を述べる。

序章において本論文の全体構造が説明された後、第1章では、本論文で用いられる諸概念の内容整理と、本論文の目的の明確化が行われる。本論文が主題として扱うロナルド・ドゥオーキンの論述を丁寧に追いながら、難解事件、裁判官、道徳的解釈、規範的裁定理論といった本論文を構成する基本概念を、記述理論と規範理論の区別、裁定理論と立法理論・遵守理論の区別を精査しながら、明確に定式化していく。

第2章では、難解事件の具体的な仮想事例として、不発弾事件が提示される。要保護性の高い被害者の救済が時の経過に関する法的ルールによって不可能になる事例によって、難解事案における裁判官の道徳的解釈という本稿の主題が具体化されている。

第3章では、裁判官の道徳的解釈の是非を問うことがそもそも可能であるかを論じる。すなわち、裁判官は道徳的解釈を不可避的に行わざるをえないため、そもそも道徳的解釈の是非を問うことができないとする「裁判官の道徳的解釈の不可避性テーゼ」（以下、「不可避性テーゼ」）を検討する。

不可避性テーゼを擁護する議論として第一に検討されるのが、ドウオーキンの反アルキメデス主義である。アルキメデス主義とは、法体系のような「何らかの価値体系や規範的・評価的実践全体に関して、自分自身は当該価値体系や規範的・評価的実践の内部における論証を行うことなく規範的判断・価値判断に関して中立性を保ったまま、当該価値体系や規範的・評価的実践の外部からそれに対する評価を下す立場」である。これに対してドウオーキンは、第一に、道德などの価値領域が事実領域から独立しているとする「価値の形而上学的独立性」に基づいて、価値判断が真であるためにはそれを支える十分な道徳的論証が必要であること、第二に、法体系も道德体系も一つの大きな規範・価値体系の分枝に過ぎないとする価値の統一性に基づいて、法的主張には法的実践内部における道徳的正当化が必要であることを指摘する。さらにドウオーキンは、法実践が論証に依拠している以上、法命題のみならず法命題の真偽を決定する法の根拠についても不同意が不可避的に生じるが、そのような理論的不同意を法実証主義は適切に説明できないと批判して、代わりに解釈的概念として法を提示する。ドウオーキンの議論は理解が容易でないが、このように読み解くことで、ドウオーキンの反アルキメデス主義が不可避性テーゼを擁護する理路が明確になるというのが筆者の主張である。以上のドウオーキンの所説に対して、価値の形而上学的独立性は、規範的判断・価値判断の真理性と事実の関係を切断することによって、真正な規範性を持つはずの道德と自称規範体系の区別をなくしてしまうのではないか、解釈的概念として法を捉えることは、法解釈が過去の法実践との適合性を一定程度要求するが、それは邪悪な法体系を解釈する場合に問題を生じさせてしまうのではないか、といった問題点を筆者は指摘する。

不可避性テーゼを擁護する議論として第二に提示されるのが、井上達夫の法の反本質主義である。井上によれば、法に本質は存在せず、法概念規定の妥当性は規範的議論によって示されなければならない。その主張に反対するのではなく、その主張を説明する理論が必要であると筆者は主張する。

第4章において筆者が試みるのは、ドウオーキンのような独自の反アルキメデス主義・解釈的概念論を採用することなく、井上の反本質主義的な規範的法概念論を説明するような、より一般性の高いメタ法概念論を提出することである。そのために筆者が手がかりにするのは、碧海純一のメタ法概念論である。碧海の理解では、「Fとは何か」という問いに対する応答としての「FとはGである」という文は多義的であり、その多義性が混迷状態を引き起こしてきた。法とは何かという法哲学の論争においても事情は同じである。そこで碧海はヘンペルやドウビスラフの議論を応用して、法という対象の説明である事物説明、「法」という用語の説明である記号説明を区分し、さらにそれらとは別に、「法」という用語の使い方に関する提案・決定である定義を区分する。こうした碧海の業績を引き継ぎつつ、筆者はより洗練された理論として近年注目されている概念工学の議論蓄積を詳細に検討することで、より改良されたメタ法概念論の提示を試みる。

概念工学の知見に依拠することは、次のことを可能にする。第一に、碧海の議論では、法の定義文を法の定義に関する提案として理解すべきだというのが、なぜ平叙文が当為要求を含む提

案として理解できるかが明確でない。これに対して、概念工学では、法の定義文の語用論的情報伝達として、法の定義の改訂を要求していると理解することができる。第二に、碧海の議論では、法の定義に関する提案は、認識上の道具として有用か否かを問うことはできるが、真偽を問うことができない。これに対して、筆者の理解する概念工学では、法の定義文は、文脈に応じて、認識的根拠のみならず道徳的根拠によっても正当化されるのであり、道徳的根拠が真偽を問いうる限りで法の定義文も真偽を問いうる。このように、碧海の法定義批判論とドウオーキンの解釈的概念論を、一つの理論内部で明確に位置づけられることが、概念工学の利点であると主張される。

しかしながら、法の概念工学からは根本的な疑問が生じうる。法の概念を裁判官が自由に改訂できるとすると、法の支配が脅かされかねないからである。そこで、法概念が改訂可能だとし、どのような条件で法概念の改訂を裁判官に許容すべきか、という規範的問題を扱うことが必要になる。この問題を検討するのが、第5章以下の議論である。

第5章では、ジェレミー・ウォルドロンやトム・キャンベルによって提唱される規範的法実証主義に立脚する裁判官の道徳的解釈否定論が検討される。その道徳的解釈否定論は、政治の状況において民主的立法府の判断と非民主的裁判所の判断が衝突する場合には前者を優越させるべきだという「民主的立法府の判断の優越テーゼ」に依拠しており、このテーゼは、民主的な手続で決定された有権的判断や民主的に選出された機関による有権的判断が優越するという「民主的有権的判断の優越テーゼ」と、実質的・手続的な法の支配の諸要求ではなく、一般性・公示性・明確性といった形式的法の支配の諸要求を満たす有権的判断が優越するという「形式的法の支配による判断の優越テーゼ」という二つの下位テーゼによって支えられている。詳細な検討を経て、いずれの下位テーゼも難点を抱えているため、民主的立法府の判断が常に優越すべきだとはいえないと結論づけられる。

第6章で、裁判官の道徳的解釈を無限定に肯定する議論の問題点を確認した後、第7章では、それを限定的に肯定する議論を検討する。限定的肯定論を提示する井上の議論を詳細に検討した後、限定的肯定論を擁護する追加的論拠を提出する。立法府の判断形式が将来効的一般ルールであるのに対し、裁判所・裁判官の判断は遡及効的個別的命令であるため、立法時点で予測しえなかった事象については裁判所・裁判官に認識的優位性があるとする。ただし、非民主的裁判所の民主的答責性の欠如にも配慮する必要があることから、裁判所の道徳的解釈に対する定例的立法府審査による検証が必要になることが示唆される。結論では、以上の議論の行程がまとめられている。

本論文の評価は以下の通りである。本論文の長所として、次の3点を挙げることができる

第一に、本論文は、法哲学の最も基本的であり、そうであるがゆえに最も根源的な問いである「法とは何か」という問題に対して正面から取り組み、そもそも「法とは何か」という問いは何を問っているのかを自覚的に反省し、その問いと論争を正確に位置づける分析枠組みを最新の議論蓄積を渉獵することで提示している。しかも、本論文の論述は全体として非常に緻密かつ

丁寧であり、検討対象となる難解な諸議論を十分に咀嚼して可能な限り明晰な言語で定式化した上で、徹底的に検討している。このことは、筆者の研究者としての卓抜した力量を示すとともに、他の研究者による今後の批判的吟味を可能にすることで学問の発展に貢献するものとなり、高い評価に値する。

第二に、本論文は、概念をはじめとする表象装置の査定と改善提案に関する概念工学の知見を詳細に分析・検討した上で、それを法概念論に応用することによって、法概念論が行っていることの正確な意味合いを解明するというメタ法概念論を展開している。こうしたメタ法概念論の日本における先行研究としては、法の定義文の分析を行った碧海純一の業績があるが、本論文は、最新の哲学的諸議論を参照しながら、碧海の議論を着実に発展させている。それにより、哲学における概念工学の展開と連携することを可能とするだけでなく、法概念論を堅実な基礎に立脚して展開することを可能としており、高く評価できる。

第三に、本論文は、現在もなお最も影響力を持つ法哲学者の一人であるロナルド・ドゥオーキンの法理論を精密に分析し、その全体の理論構造を描き出し、さらにそうした作業を通じてその問題点を明確に指摘している。ドゥオーキンの法理論に関する研究は内外で膨大な蓄積があるが、それらと比較しても本論文は、全体構造の理解や急所の押さえ方、議論の明快さなどで優れている。また、難解事件における裁判官の道徳的解釈というドゥオーキンが提示した問題に取り組みながら、ドゥオーキンの法理論の問題点をふまえて、ドゥオーキンとは異なる独自の理論を提示しており、筆者の自立した研究者としての力量を示している。

しかし、本論文にも不十分な点がないわけではない。

第一に、本論文の前半と比べると、後半の第5章以降の議論は、改善の余地がありうる。例えば、第5章における規範的法実証主義の検討は、ウォルドロンやキャンベルといった主要論者の検討としては意義と説得力を持つが、デモクラシーの正当化論に関する最近の展開をふまえるならば、なおも検討すべき論点は少なくない。特に、政治的正解の発見・認識能力によってデモクラシーを正当化する認識デモクラシー(epistemic democracy)論は、筆者のように裁判官の認識的優越性を根拠として難解事件における裁判官の道徳的解釈を許容する立場に対して、避けては通れない課題を提示しているといえる。

第二に、難解事件の具体的な仮想事例として不発弾事件が、第2章で提示され第7章で検討されているが、それが筆者の主張を明確化するために適切な難解事件の具体例となっているかは疑問の余地がある。現実の裁判例を渉猟してより適切な事例を考案しそれについて検討したほうが、法的ルールの文言に従うと反道徳的な結論が導かれるという難解事件の特徴を明快に提示できたはずである。

ただし、第一の点は、十全に対応するためには別の長大な論文が必要となるのであり、今後の研究の深化に期待されるところともいえるし、第二の点は、当該仮想事例があくまで難解事案の具体的なイメージを読者に与えるために提示されているに過ぎず、たとえ最適な事例ではなかったとしても本論文の論証に影響を与えるわけではない。したがって、法哲学の基本的かつ根源的な問題に正面から取り組み、独自の理論を提示したという本論文の価値を大きく損

なうものではない。

以上から、本論文は、その筆者が自立した研究者としての高度な研究能力を有することを示すものであることはもとより、学界の発展に大きく貢献する特に優秀な論文であり、本論文は博士（法学）の学位を授与するにふさわしいと判定する。